(主 文)

被告人A及び被告人Bをいずれも懲役10月に、被告人Cを懲役9月に、それぞれ処する。

被告人3名に対し、この裁判が確定した日から各3年間、それぞれのその刑の執行を猶予する。

訴訟費用(国選弁護人成田芳造に関する分)は、その2分の1ずつを被告人B及び被告人Cの各負担とする。

(犯罪事実)

被告人Aは、株式会社A1の代表取締役、被告人Bは、有限会社B1の代表取締役、被告人Cは、C1株式会社の代表取締役で、いずれも、青森県上北郡 aである土木建築工事等請負業者で構成する建友のの有限会社E1和のであるが、本法会社F1の取締役F、J1株式会社の取締役G、株式会社H1の取締役F、J1株式会社の取締役G、株式会社H1のの取締役L、株式会社M1の代表取締役M及び有限以上、株式会社M1の代表取締役M及び有限以上、株式会社M1の代表取締役Mの10名と共謀のうえ、平成12年1月1日、同同村の代表取締役Nの10名と共謀のうえ、平成12年1日、同同村の限島と共謀の方え、平成12年1日、同同村の開設をは、13社がそれであるを通過である。に対する各種公共工事に関し、指名におけるが発注に対する各種公共工事に関し、指名におけるを係例を指していた。対策を統括等の職務を統括管理していた。は、13社がそれであるをである。が発注に対する各種公共工管理していた。対策をは、13社がそれであるをである。である。

(補足説明)

1 本件は、a村内の土木建設業者で構成する建友会の会員であった被告人3名が、他の建友会会員10名と共謀のうえ、本来業者間の自由かつ公平な競争により受注されるべき同村発注の公共工事につき、入札参加業者の指名等で有利便宜な取計らいを受け、今後も同様の有利便宜な取計らいを受けようとして、同村村長の地位にあったRに対し、その求めに応じて、2000万円の現金を贈与した事案である。

② 建友会は、R村長に協力し支援する見返りとして、同村長から a 村の発注する 工事の割振りと工事価格の内報を受け、会員間で談合することにより、同工事を確 実かつ高額で落札するために設けられた団体であり、被告人3名は、いずれも、同 会会員として上記方式により繰り返し工事を落札して利益を得ていたところ、今後 も同様の方式により工事を落札して利益を得ようとして、R村長に賄賂を供与した ものであって、a 村政に対する村民らの信頼を著しく失墜させた本件犯行は、厳し く非難されなければならない。

そして、本件賄賂の金額は、2000万円と極めて多額であるうえ、建友会会員は、本件犯行後も、前記方式によりa村発注の工事を重ねて落札して不法な利益を得、a村政の公正な執行を歪曲させており、その弊害は著しいものがあり、被告人3名の刑事責任は重く、厳正な処罰をもって臨む必要がある。

3 しかしながら、被告人3名は、R村長から賄賂を要求された際、一旦はこれを 断っていること、ところが、同村長から金を出さないものにはペナルティを与える

4 そこで、これらの諸事情を総合考慮して、被告人3名に対し、主文掲記の各刑 を科したうえ、今回は、いずれもその刑の執行を猶予し、社会内で自力更生する機 会を与えることとする。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 被告人A及び被告人Bに対し、各懲役1年、被告人Cに対し、懲役10月)

裁判長裁判官 山 内 昭 善 裁判官 結 城 剛 行 裁判官 吉 田 静 香